

A) レントゲン計測の項目

- 2) 脊柱側弯
  - b) 臥位で脊柱正面。
  - c) 注意点：胸上肢は体幹に沿うように建ちます。
- 8) 骨盤傾角傾斜
  - a) 脊柱側弯と同し。
- 9) 股関節屈曲変形 Sacro Femoral angle
  - b) 股骨から大腿骨頭直線 立位側面・非中立位でも良い。
  - c) 注意点：軟骨がフィルムに接するようには立たない。
- 10) 股関節屈曲
  - b) 臥位側股関節正面。
  - c) 注意点：股骨幹が強い場合股関節軽度屈曲位、骨盤が水平になるように保持する。両脚孔の大きさが左右対称か、形が対称かなど観察状態を確認。
- 11) 膝蓋骨高位
  - b) 膝関節臥位側面 膝関節屈曲 30 度。
- 12) 膝蓋骨低位
  - b) (11) と同じ。
- 13) 舟底足変形
  - b) 臥位足跡 2 方向。
- 14) 踵足変形
  - b) 臥位足跡側面。
  - c) 注意点：足底に発現スチコロールを当て中間位を保つ。
- 15) 内反内足変形
  - b) (14) と同じ。
- 16) 尖足変形
  - b) (14) と同じ。
- 17) 外反母趾
  - b) 臥位足跡側面。
  - 側面に関する注意事項
- 1) 環椎不安定性
  - a) 環椎前中位と側面前位で ADI を測定し ADI はより大きい方を値とする。
- 2) 頸椎 アライメント
  - (前弯、直線型、後弯型 C2 椎体下縁 C7 椎体下縁のコブ角 で判定する。10-70 度の範囲を正常とする。直線型はコブ角 5 度未満から 1.0 度未満。後弯型は 5 度以下 2 椎体以上の体い範囲で 6.0 以下。
  - 本検査装置：頸椎型、Monthly Book Orthopedics 12 (9) 158-164, 1989。前弯型 中位位コブ角 70 度を越えるもの。側面位と重なる C7 椎体下縁が判定できない場合 判定可能な椎体で計測しその値を記す。
- 3) 脊柱湾状変形
  - 椎体の後縁から椎弓の内縁までの距離 両肩背柱背筋線性を測定する。(12mm 以下が異常。
  - ※検査装置：頸椎型、Monthly Book Orthopedics 12 (9) 158-164, 1989。
- 4) 肩関節 脱臼
  - 常位下縁の肩峰で異常を判定する。
- 5) 肘関節 脱臼 小頭 脱臼
  - (肘方脱臼 50% を越す低位 後方脱臼 50% を越す高位)
- 6) 肘肘外転角
  - (Thumb-Index Angle 両手正面) 肘肘中手骨と示指中手骨のなす角を計測する。
- 7) 脊柱側弯
  - コブ角は上のラインは頸椎椎体の上縁 下のラインは尾椎椎体の下縁に沿って引く。ダブルメジャーは凸側 凹位を 2 つとも記載する。
- 8) 骨盤傾角傾斜
  - 頂椎上縁と両側骨盤のなす角。

- 9) 股関節屈曲変形 Sacro Femoral angle
    - 如坐骨体の上縁のラインと大腿骨軸とのなす角。
  - 10) 股関節脱臼
    - a) Hitt 変形 head index (40) で判定する。
    - 11) 膝蓋骨高位
      - head shaft 法 膝蓋骨の長さを経蓋骨長径で除した値が 12 以上が異常。
    - 12) 膝蓋骨疲労骨折
      - 膝関節屈曲で膝蓋骨の斜線骨折 (Sinding-Larsen-Johansson 病 今日の変形外科治療指針 4 版 720 ページ)
    - 13) 舟底足変形
      - a) lateral axis first metatarsal base angle (足趾骨マニエール 藤井英夫、前澤昭明 著 69-72 ページ) 医歯薬出版 (1989)
      - b) 趾骨舟状骨角 (足趾骨マニエール 藤井英夫、前澤昭明著 69-72 ページ) 医歯薬出版 (1989) 60 度以下が異常。
    - 14) 踵足変形
      - (足趾骨マニエール 藤井英夫、前澤昭明著 69-72 ページ) 医歯薬出版 (1989) calcaneal pitch 30 度以上が異常。
    - 15) 内反内足変形
      - (足趾骨マニエール 藤井英夫、前澤昭明著 69-72 ページ) 医歯薬出版 (1989) Hobb's 角 135 度以下が異常。
    - 16) 尖足変形
      - Tibio-calcaneal angle (足趾骨マニエール 藤井英夫、前澤昭明著 69-72 ページ) 医歯薬出版 (1989) 80 度以上が異常。
    - 17) 外反母趾
      - 外反母趾角 (足趾骨マニエール 藤井英夫、前澤昭明著 69-72 ページ) 医歯薬出版 (1989) 20 度以上が異常。
      - 13) から 17) はレントゲン撮影測定方向から該当する変形を記入する。従って総得点は意味をなさない。
- B) 固定的体位の項目**
- 18) 内転指指
    - 自動運動 何かを取るようにな出し手が開く状態を観察する。母指と互業から離れない。薬指に House 分類にあてはまらなくても良い。
  - 19) 五指 swim neck 変形
    - PPF 関節屈曲伸張、DIP 関節屈曲を呈する変形 (自動運動) 内転指指と同時に観察する。DIP 関節屈曲が明らかに見られなくても良い。
  - 20) 股関節屈曲制限
    - 可動位、股関節屈曲 90 度 膝関節最大屈曲位で両膝部をもちら股関節を外転する。ベッド上の車輪と外転した大腿骨軸とのなす角度を計測する。
  - 21) 外反屈平足
    - 足部を後方からなめ肘骨長軸と踵骨軸の外反を立位で評価した後、ベッド上で足部を修正する。
  - 22) クラウチング歩行
    - (付帯記は停止立位が可能、かつ歩行可能例)
  - 23) うちむ歩行 (内股歩行)
    - 歩行を観察する。

C) FAST STRETCH TEST の項目(緩性による可動域制限の評価)

24) 前腕・肘関節
腕運動で検査や介助者の話しかけに応じておとなしくしている状態で評価する。検査の準備および出発位置、固定部位、操作部位、計測角度、注意点を解説する。

25) 肘関節伸屈制限
自動運動で見られた回内位置を臨床所見として評価する。
出発位置「肩ゼロポジション、肘屈曲135度、回内回外中立位」
固定部位「上腕部を動かさない」
操作部位「手関節を持ち素早く肘伸展を行う」
計測角度「肘伸展制限角度を計測」

26) 腕関節屈伸制限
はさまれ歩行の典型的評価となる。閉鎖性アロックスの適応。結果判定に使用する。
出発位置「背臥位 腕関節屈曲90° 外転0° 旋前中立位」
固定部位「背臥位 腕関節屈曲90° を保つ」
操作部位「最大屈曲した腕をもって外転する」
計測角度「ベッド上の垂線と外転した大腸骨軸の上下角度」
注意点: slow stretch で内転筋を一度伸ばしてから fast stretch を行う。

27) 股関節伸屈制限
腸腰筋-大腿直筋の緩性の評価となる。腸腰筋のモニターポイントアロックスの適応の判定。股関節屈曲の位置を固定し Stern Femoral angle の線量に利用する。
出発位置「背臥位 股関節最大屈曲、外転0° 旋前中立位」
固定部位「背臥位 股関節屈曲0° のラインと大腿骨軸とのなす角」
計測角度「股関節屈曲が起きた時の股関節屈曲角度を測定する」
注意点: 最大屈曲した際は股関節の伸展と同時に膝伸展してこまがこれを妨げない。

28) 尻上がり現象
大腿直筋の緩性の評価となる。反張の診察に利用できる。
出発位置「背臥位 股関節伸屈位 最大伸展位」
固定部位「背臥位、股関節後面」
操作部位「下腿末端部を持ち膝を素早く屈曲する」
計測角度「股関節屈曲が起きた時の股関節屈曲角度を測定する」
注意点: 背臥位の動きは緩性とする。

29) 腰関節伸屈制限
ハムストリングの緩性の評価となる。クラウチング歩行の典型的評価となる。
出発位置「背臥位 股関節屈曲90° 外転0° 旋前中立位」
固定部位「股関節屈曲90° で膝前面をもち大腸筋が垂直のまま保持する」
操作部位「足部」
計測角度「Popliteal angle を計測する」
注意点: 素早く膝伸展する時大腸筋が不安定にならないように保持。

30) 足関節

a) 背臥位DKE
主に腸腰筋の緩性を評価する。歩行歩行の典型的評価となる。背臥位10度を軸す足趾はギブス巻法の適応となる。

b) 背臥位DKE
主にヒラメ筋の緩性を評価する。歩行歩行の典型的評価となる。背臥位10度を軸す足趾はギブス巻法の適応となる。

31) 背臥位DKE
主にヒラメ筋の緩性を評価する。歩行歩行の典型的評価となる。背臥位10度を軸す足趾はギブス巻法の適応となる。

## 社会参加力の評価

分担研究者	岩崎光茂	日赤青森県支部受託青森県立はまなす学園
協力研究者	長 和彦	北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター
	青山康二	北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター、臨床心理士
	山本壽雄	北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター、児童指導員
	佐伯 満	北九州市立総合療育センター

### 研究要旨

平成11年度来、脳性麻痺児の療育のなかで、全国どこの施設でも、誰でもが手軽に評価できる社会参加能力の評価法の作成を試みてきた。その経緯のなかで、評価法の基本的な考え方として、①療育的指導や訓練に役立つもの、②単に、社会参加に必要な基本的な知識や能力を評価するだけでなく、社会生活を送る上での具体的な能力を評価するもの、③対象者は基本的に脳性麻痺児を中心とする肢体不自由児に限定する、④対象年齢は中学生から高校卒業前後の青少年に限定する、⑤施設入所中か在宅療育中かは問わないなどとした。更に、タイトルも「認知・コミュニケーション・社会性の評価」から「社会参加能力の評価」を経て、「社会参加力評価法」に変化してきた。

この評価法はまだ、脳性麻痺児を対象とした実際の臨床的検討の網をかいくぐっていないという問題点を持っていることから、できるだけ早期に、臨床的検討がなされ、評価基準・段階付け、評価項目、評価マニュアルなどの見直し・整備を通して、より完成度の高い評価法に発展していくことが望まれている。

### A. 研究目的

ノーマライゼーション思想の普及により、障害を持った子ども達への療育のあり方が大きく変わってきた。それは、入所一辺倒の施設療育から、障害を持ちながらも家族と一緒に地域社会で普通に生活するという在宅療育への変化でもあった。

これは、脳性麻痺児の療育でも同様であり、機能障害を持ちながらも、生き生きとした活動を行い、制限のない社会参加を実現するよう支援することが今日的課題になってきている。しかし、実際には、今日に至るまで、脳性麻痺児の療育の中で社会参加能力に関して、手軽に評価できる評価法がないというのが現状であった。

そこで、今回、全国、誰でも、どこの施設でも使えて、療育に役立つような「社会参加能力の評価表」を作ることが我々の研究目的となった。

### B. 研究計画および方法

#### 1. 本年度

平成11年度来の「認知・コミュニケーション・社会性の評価（旧試作版）」ならびに「社会参加能力の評価（新試作版）」の信頼性、妥当性、その有用性の検討から、対象患児、対象年齢、評価する視点や範囲を限定した新しい評価法の開発が望まれたため、改めて、新しい評価法の作成に着手することとした。

特に、評価基準・段階付けの設定、評価マニュアルの作成が重要課題であった。

できれば、今年度中に、全国の肢体不自由児施設にご協力を頂き、基礎的な検討を行い、評価法の位置を確定することを目標とした。

## 2. 次年度

本年度の結果をベースに、評価対象児ならびに評価者を拡大し、より般化した、完成度の高い評価法を作り、その普及につとめることを次年度の課題とした。

## C. 研究結果

### 1. 今までの経緯

#### (1) 平成11年度の経緯

平成11年度中に、「認知・コミュニケーション・社会性の評価」の試作版を作成した。評価の仕方として、X軸ならびにY軸の評価と言う二軸的評価を用いた。X軸的評価の項目にはスクリーニングの意味合いを持たせ、国際障害分類第2版に準拠する形で、困難さの度合いと援助の度合いの二つの面からの段階付けを行った。

一方、Y軸的評価はこの分野の発達の課題を中心に項目を設定した。発達段階の程度にあわせて、7つの段階付けから評価することとした。これを発達の評価法と名付けた。

#### (2) 平成12年度の経緯

平成12年度は、その試作版を全国の7つの肢体不自由児施設で療育を受けている32名の脳性麻痺児（平均年齢：9.8歳、男児：21名、女児：11名）を対象に、臨床的検討を行った。

X軸的評価法の信頼性、妥当性を検討したところ、介助度の評価で、 $\kappa$ 一係数が0.4以上を示した項目が殆どなく、介助を考慮した評価は信頼性、妥当性が低いことが示唆された。しかし、困難度による評価では、 $\kappa$ 一係数が0.4以上であっ

た項目が全体の40.4%に見られた。全ての平均値によるICC値は0.782であった。これらより、X軸的評価全体の妥当性は低いと判断された。

一方、発達の評価法は $\chi^2$ 乗法を用いて検討したが、統計学的に信頼できると思われた項目は27.4%に留まっており、発達の評価法全体の妥当性も低いと判断せざるを得なかった。

更に、有用性の検討を加味した結果、「認知・コミュニケーション、社会性」の試作版はその範囲が非常に広く、評価する内容もはっきりしない、評価の対象者も幅が広く幼児から青年までとすると評価が難しい、療育的に役立つための指針を得ることが難しい。更に、信頼性、妥当性などの統計的課題があると考えられた。

これらの理由から、計画を全て白紙に戻すこととし、改めて、評価法作成の基本的な考え方を統一することを検討課題とした。

そこで、新しい社会参加能力の評価（新試作版）の基本的な考え方として、以下のような事項が確認された。

- ①社会参加能力の評価の基本は、療育的指導や訓練に役立つものにする。
- ②単に、社会参加に必要な基本的な知識や能力を評価するだけでなく、地域生活を送る上での具体的な能力を評価するものとする。
- ③対象者の範囲は、全ての発達障害児ではなく、基本的に脳性麻痺児を含む肢体不自由児に限定することとする。
- ④対象年齢は幼児から青年までと言う幅広い対象年齢ではなく、中学生卒業から高校卒業前後の青少年に限定することとする。あえて上限は決めないが、概ね20歳前後位までとする。
- ⑤施設入所中か在宅療育中かは問わないこととする。

というコンセプトが確認された。

そのような経過を経て、「社会参加能力の評価

（新試作版）」が作られた。しかし、評価方法の段階付けについて結論がでなかった。

そこで、二つの段階付け、すなわち、評価方法1ならびに評価方法2の両方を用いて臨床検討を行い、その検討の中でそれぞれの評価方法のメリット、デメリットを探ることとした。

評価方法1は、能力の達成度に重点を置いた5段階評価法であり、評価できない場合は、非該当とするという配慮も加えた。

一方、評価方法2は、基本的知識・基本的スキルでは知っているか、できるかを問う3段階評価法であり、地域生活スキルでは介助のあり方による社会参加の実体を評価することに重点を置いた5段階評価法であった。

この新試作版の臨床的検討は、全国8つの肢体不自由児施設で、18名の脳性麻痺児を対象に行った。平均年齢は15.8歳、男児8名、女児10名の計18名であった。評価方法1の場合は全体を通して、 $\kappa$ -係数が0.4以上の項目は1項目のみであった。一方、評価方法2の場合も、 $\kappa$ -係数が0.4以上であった項目は、基本的知識・基本的スキルで66.4%、地域生活スキルでは8.7%と言う値であった。これらの結果から、評価の信頼性、妥当性などの統計学的問題が示唆されたが、加えて、詳細な評価マニュアルが必要であること、評価法の段階付けを統一すること、評価項目の再検討などが重要課題であることが指摘された。

### （3）平成13年度の経緯

そのような経過を経て、平成13年度は、評価法の段階付けを統一し、評価項目を再検討し、できるだけ現場での評価に役立つマニュアルがついた「社会参加力評価法 2002年版」を作ることが課題になった。

## 2. 「社会参加力評価法 2002年版」の概要（別添資料を参照）

### （1）基本的考え方

この新しい評価法の基本的考え方は、平成12年度の検討結果を踏襲したものである。

ただし、評価法の位置づけとして、変化をみるものとしては不十分であり、判別のための評価法とも言えないことから、これからの療育的指導や訓練に繋げていく役割があれば良いとした。この分野は評価する上で、大変幅が広く、奥行きも深いことから、いくら微に入り細に入りしてもカバーしきれない部分が残ってしまうことから、評価項目はできるだけ基本的な事項に留めることとした。また、項目名は全体像を知る意味から、むしろ抽象的・包括的なものにした。

対象年齢は中学卒業から高等学校卒業前後とすると、実質、高校生だけになってしまうことから、範囲を中学生から高等学校卒業前後までとし、社会参加していくための準備や評価が大切と思われる年齢に焦点を当てた。

### （2）評価項目の特徴

評価項目は大きく、①基本的知識・基本的スキルと②社会生活スキルに分けた。

基本的知識・基本的スキルの項目は、障害の理解、自己主張、他人の気持ちの理解、自己統制、主体性、時間の管理、危機管理、余暇活動、暮らしの9つの項目から構成されており、社会生活をおくる上での基本的な知識や能力をチェックする20つの設問からなっている。

一方、社会生活スキルの項目も、健康管理、外出、住まいの管理、金銭管理、社会的マナー、情報交換、食事・調理と言った7つの項目から構成されており、実際の社会生活に必要な19の設問からなっている。

### （3）評価の段階付け

段階付けには、現在の状況がよく解り、次に向けての準備や訓練に繋がるような状態名を記す

などの工夫をした。

基本的知識・基本的スキルの段階付けは、知識の課題は理解の程度、行動の課題は監督や指示・介入の程度などにより、完成段階：4点、完成前段階：3点、準備段階：2点、未熟段階：1点の4段階評価とした。

また、社会生活スキルの段階付けは、自立段階：5点、自立前段階：4点、練習段階：3点、指示段階：2点、不能段階：1点の5段階とし、主体性・自発性を中心的な基準とし、それらと監視、指示、介入、などとの関係で色づけた。

#### (4) 実際の評価に当たって

添付の評価マニュアルや評価段階の手引きを参考に、評価を行うこととした。実際、評価の中で、できない理由や原因を直接探ることは止めた。できない要因や理由と思われる事項については、別途検討する材料になるように、評価表の自由記載欄に記入するなどの工夫をした。

### D. 問題点

この「社会参加力評価法 2002年版」は、まだ、脳性麻痺児を対象とした実際の臨床的検討の網をかいくぐっていないという点が最大の問題点といえる。

従って、今まで検討した評価法が統計学的な問題を残したように、この評価基準・段階付けが一致率（ $\kappa$ -係数）などの上で、統計学的に有意の信頼性を獲得できるかが一つの課題である。

また、基本的知識・基本的スキルと社会生活スキルの二本立てで項目の検討を行ってきたが、「性」の問題、「社会の仕組みや制度」の理解の問題など、この評価法に必要な項目の検討が第二の課題といえる。すなわち、どのような項目を評価法のなかに組み入れるか、内容妥当性の問題が残っていると言える。

更に、今回作成した評価マニュアルの使い勝手

の問題も重要である。評価法の善し悪しを決めてしまうほどの影響力を持っているマニュアルの整備も残された課題である。

いずれにせよ、来年度できるだけ早い時期に、対象を痙直型両麻痺に限定し、評価者もある職種に限定したプレリミナリーな臨床的検討を行い、この「社会参加力評価法 2002年版」の位置づけを確認すべきと考えた。

その上で、評価基準・段階付け、評価項目、評価マニュアルの見直し、整備を行いつつ、更に、検討対象や評価者を拡大し、完成度の高い評価法を作成することが重要と思われた。

なお、平成11年度来、要望の高かった発達の視点に立った年少児の社会参加力の評価法の作成について、次年度から精力的に取り組むこととした。

### E. 結語

充分な臨床的検討が済んではいないものの、今までの紆余曲折の検討から、名前も「社会参加力」と変更した新しい「社会参加力評価法 2002年版」を作成した。

できるだけ早期に、臨床的検討がなされ、評価基準・段階付け、評価項目、評価マニュアルの見直し、整備を通して、より完成度の高い評価法が作られることが望まれている。

# 社会参加力の評価

## マニュアル

2002年版

### はじめに

今まで、男性児童の教育の中で、社会参加能力に関して、手帳に評価できる評価法がありませんでした。そこで、平成11年より、そのような評価法を作りたいたいという一心から、全国、誰でも、どこでも使えて、運営に役立つような「社会参加力の評価法」作りに取り組みました。行政機関、多くの実行機関を回りながら、また、機会の困難を乗り越えて、やっとなんか「社会参加力の評価 2002年版」を生み出すことができました。この評価法はまだ産声を上げたばかりです。皆さんのように、これからスタスタと、徐々に成長・発達させていきたいと思っております。そのためには、お使い頂く皆さま方の確かな愛情とご支援が必要だと思います。どうぞ、忌憚のないご意見、ご指摘くださいませよう、宜しくお願いいたします。

### 評価法の利用に当たって

本評価法は、以下のようなコンセプト、特徴を持って作られておりますので、ご利用の際はご注意ください。

#### 1. 本評価法の基本的考え方

ノーマライゼーション思想の普及に伴い、どんなに障害を持っていても、地域社会の中で尊厳と平等に生活し、完全なる社会参加を目指すことが教育の目標になってきました。それ故に、それぞれの子ども達の持っている社会参加力を評価することが今目的課題になってきたわけです。

本評価法はそのように意味から考慮されましたが、この分野は大変広く、実行も深いことから、いくらか狭い範囲に入ってもカバーしきれない部分が残ってしまいます。また、いろいろな工夫を凝らしても充分というわけにはいきません。そこで、できるだけ基本的な事項の評価に留めました。

そのような事ですので、評価法の位置づけとしては、変化をみるものとしては不十分としか言いようがありませんし、明瞭のための評価法とも言えません。しかし、現実的には、この社会参加力の評価を通して、これからの教育的指導や訓練に携っていく教師は充分あるの

では考えられません。そのような意味から、この「社会参加力の評価法 2002年版」が作られています。

### 2. 評価の対象範囲

対象者は全ての発達障害者児に対するものではありません。基本的には重症発達障害児を中心とする身体不自由児にフォーカスを当ててください。また、その年齢は幼児から青年までとする幅広い対象年齢ではなく、中学から高等学校卒業前後までの青少年に限定することとしました。あえて上限は決めておりましたが、新たな卒業前後を自己に判断を考慮しています。离校入所から在宅療育中かは問いません。

### 3. 評価項目の種類

社会参加能力を評価する上で、基本的な知識や能力（基本的知識・基本的スキル）とその実践面・応用面（社会生活スキル）の二つに分けました。項目は全体像を知る目的から、むしろ概念的・包括的な項目名になっています。

社会参加のために基本的に知っていたり、理解していれば良いことや基本的にできていれば良いことを、基本的知識・基本的スキルとしてまとめました。一方、他者で生活していく上でより具体的な実践能力や応用力を評価するための項目を社会生活スキルのなかに入れています。

### 4. 段階付けの種類

基本的知識・基本的スキルは4段階、社会生活スキルは5段階の評価付けを行いました。基本的知識・基本的スキルは、4点：完成段階、3点：完成前段階、2点：準備段階、1点：未熟段階とし、知識の理解度や介入・支援の程度などから段階付けをしています。

社会生活スキルは、5点：自立段階、4点：自立前段階、3点：練習段階、2点：指示段階、1点：不熟段階とし、主体性・自覚性を中心的な基準とし、介助、指示、監視、指導などをそれらとの関係で色づけています。

具体的にできない理由や原因を評価することは止めました。できない要因や理由を自由記述欄に入力していただき、別途検討して頂くようにいたしました。今後の調査や評価の展開になるように願っています。

## 評価項目

### 1. 基本的知識・基本的スキル

1. 障害の理解
  - ①自分の障害の理解
  - ②将来の就職
  - ③自己主張
  - ④アイエス、ノーを言う
2. 外出
  - ①乗車
  - ②乗車の主張
  - ③他の人の気持への理解
  - ④乗車
  - ⑤相手の感情の理解
  - ⑥共通
  - ⑦乗客へのマナー
3. 他者の人への気持への理解
  - ①乗車
  - ②共通
  - ③乗客へのマナー
4. 自己判断
  - ①条件の切り替え
  - ②主体性
5. 自己決定力
  - ①実行力
  - ②時間の管理
6. 時間の管理
  - ①一日の生活時間の管理
  - ②時間の遵守
7. 発達管理
  - ①一次対応
  - ②二次対応
8. 発動活動
  - ①発動の利便
  - ②暮らし
9. 暮らし
  - ①発達生活でのマナー
  - ②発達生活でのマナー

### II. 社会生活スキル

1. 経済管理
  - ①適切な買物の順序
  - ②商品
  - ③買物の悪化の防止
  - ④買物の対応
2. 外出
  - ①交通ルールの遵守
  - ②交通ルールを破った外出
  - ③時刻表の使用
  - ④案内板の活用
3. 住まいの管理
  - ①整理の維持
  - ②住まいの安全管理
4. 金融管理
  - ①買い物
  - ②貯蓄性（金融）
  - ③金融の安全管理
5. 社会的マナー
  - ①人へのマナー
  - ②集団行動でのマナー
6. 情報交換
  - ①情報の共有
  - ②情報の収集
7. 食事・調理
  - ①食事・献立
  - ②調理



## 段階付け (1)

### 1. 基本的知識・基本的スキル

- <完成段階>・・・4点  
 ・知識の問題では、基礎レベルでほぼ完全に理解している。また行動の問題では、ほぼ問題がなく指示や監視・介入の必要がない。  
 物事や状況を十分に理解しており、一人に任せておける。
- <完成前段階>・・・3点  
 ・知識の問題では、概ね理解しているがやや曖昧さがある。また行動の問題ではほぼ問題がないが、まだ少しの指示や監視・介入の必要がある。  
 だいたいには理解し、行動できると思うが、知識が完全に正しい、行動もまだ一人に任せるのは心配であり、専らからチェックが必要である。
- <練習段階>・・・2点  
 ・知識の問題では、概ね知っているが問題の存在、問題意識は育ってきている。また行動の問題では、しばしば多くの指示、監視・介入が必要である。  
 物事や状況を分かっているが、実質性を欠いたり、現実性を欠いたりする。行動の問題では言葉では分かっているが行動が伴わない。(知識の問題では、意味が理解できていればよいので練習段階より上位の時点となる。)  
 意欲に入所しているなど日常生活を送る上で、これらの知識やスキルを使う必要がなく、「知っている」と思うが、やったことがない。」というような場合もここに該当する。したがって本段階の場合は、2点以下の時点になる。
- <未段階>・・・1点  
 ・知識の問題では、全く知らない。問題意識も育っていない。行動の問題では、常に指示、監視・介入が必要である。  
 物事や状況を理解できていない、分かっている場合がある。

楽習の意味を理解させるために、例示したり、言葉を使えることは許される。ただし知識を問う質問の場合、答えを出さずするための質問はしても良いが、正解を得るための練習は不可とする。

楽習の意味、楽習上必要な情報や物事事項がある場合は、自由記述欄を活用してください。また楽習の意味、楽習上必要な情報や物事事項がある場合は、自由記述欄を活用してください。また楽習の意味、楽習上必要な情報や物事事項がある場合は、自由記述欄を活用してください。また楽習の意味、楽習上必要な情報や物事事項がある場合は、自由記述欄を活用してください。

## 段階付け (2)

### II. 日常生活スキル

- <自立段階>・・・5点  
 ・主体的、自発的に指示、監視なく実行できる。介助や援助が必要な場合、自分から依頼すること出来る。また補助具などを使用しても良い。  
 物事や状況を理解しており、本人に任せておける。積極的に手伝いが必要な場合も、本人が無難にわかり指示を出せる。
- <自立前段階>・・・4点  
 ・主体的、自発的に実行するが、まだ少しの指示、監視が必要な場合がある。  
 物事や状況をだいたいは理解していると思われるが、完全に一人に任せるには、まだ不安と不安があり、専らからチェックが必要である。
- <練習段階>・・・3点  
 ・問題を自ら必要な性質は維持しているが、主体性や自発性は強くはなく、その場面において必要な指示や、監視・介入が必要である。  
 何をすべきかは分かっているが、実際に行動する際に、いろいろな事象や、手伝わなければならない。言葉だけ知っている、行動が伴わない。またまだ練習、意欲が必要な段階。  
 意欲に入所しているなど日常生活を送る上で、これらの知識やスキルを使う必要がなく、「知っている」と思うが、やったことがない。」というような場合もここに該当する。したがって本段階の場合は、3点以下の時点になる。
- <指示段階>・・・2点  
 ・気が向いたことは自発的に実行可能であるが、問題を自ら必要な性質を含めた態度などの指示や監視・介入が必要である。指示されれば実行可能である。  
 状況や目的が分からない、何をどうしたらよいかもよく知らないが、教えたり、指示をすることで行動することが出来る。まづ何をすべきかから教えないといけない段階。
- <不能段階>・・・1点  
 ・社会参加における自発性、主体性が認められない。状況や目的も理解できず、行動力も無い。
- 楽習の意味を理解させるために、例示したり、言葉を使えることは許される。楽習の意味、楽習上必要な情報や物事事項がある場合は、自由記述欄を活用してください。また楽習の意味、楽習上必要な情報や物事事項がある場合は、自由記述欄を活用してください。また楽習の意味、楽習上必要な情報や物事事項がある場合は、自由記述欄を活用してください。また楽習の意味、楽習上必要な情報や物事事項がある場合は、自由記述欄を活用してください。

### 1. 基本的知識・基本的スキル

1. 相手の理解
  - ①自分の理解
    - <説明> 相手の感情の名称、原因、症状をどのように理解しているかどうか、その知識を評価する課題である。おぼろげながらも相手の感情を伸べれば2点以上とする。常識的なレベルで、病名、原因、症状など理解していれば4点とする。おぼろげな病名や症状などを理解しているが、やや曖昧なところが残っている場合は3点とする。暗喩を伸べていることは最低わかっているが、具体的になく、曖昧性に乏しい場合は2点とする。暗喩の知識がない場合は1点である。
    - ②相手の知識
      - <説明> 暗喩を伸べながらも現表的な知識に基づき、相手の感情を伸べているかどうか、その知識を評価する課題である。相手の自分について何らかの知識があれば2点以上とする。将来への道筋が通っており、具体性を伴っている程度であれば4点とする。その道筋の困難性を理解していれば、実現するかしないかは考慮しないであり、将来の展望に至る知識はあまり考慮されないが、具体的な目標を上げることが出来れば3点とする。単なる夢のレベルに留まる内容であれば2点とする。相手の知識を伸べない場合は1点である。
  - 2. 自己主張
    - ①イエス、ノーを言う
      - <説明> 自ら感情を判断した上で、さまざまな指示や要求に対応できるかどうか、その行動を評価する課題である。暗喩、非言語を頼らず何らかの形で、肯定の要求を相手に伝えられる場合は2点以上とする。指示や要求に答えずとも、ほとんど介入の必要性がない場合は4点とする。特に「本当にそれで良いの」、「他にしたいことがあるのじゃないの」などの暗喩が必要な場合は3点とする。しばしば、上記のような暗喩、介入が必要な場合は2点とする。常に暗喩や介入に陥る、また、単に強く、動かなくなどの行動表現しかない場合は1点である。
      - ②要求
        - <説明> 自分の要求を適切な形で表現できるかどうか、その行動を評価する課題である。手段を問はず、何らかの形で自分の要求を相手に伝えることができる場合は2点以上とする。どんな場合でも、どんな状況でもほぼ適切に要求ができれば4点とする。卑ねられればほぼ適切に要求ができるか、多くの場面、状況で適切な要求ができるものの、「本当にそ

れで良いの」などと言った介入が必要な場合は3点とする。適切な要求ができて、上記のような暗喩や介入が常に必要な場合は、特に、不適切な方法でしか要求できない場合は2点とする。いかなる方法でも要求を伝えることができる場合は1点である。

- ③意見の主張
  - <説明> 自分が伸べている意見を適切に表現できるかどうか、その行動を評価する課題である。何らかの形で自分の意見を表明できれば2点以上とする。どのような場面で状況でもほぼ適切な形で意見を表明することができる場合は4点とする。大物の中で発言する場面ではうまく意見を表明できないなど多少の困難がある場合や「主張したいことはそれで良いの」などの暗喩や介入がらまった必要の場合は3点とする。伸とか意見を表明するが、しどろもどろになり、常に「悪いこと」はこうです、「ポイント」はこれですね」などの介入が必要な場合は2点とする。自分の主張を伝えられない場合は1点である。

### 3. 相手の感情の理解

- ①暗喩
  - <説明> 相手の感情や意思に対し、適切に意を察する（暗喩）ことができるかどうか、その行動を評価する課題である。人の思しをどのような形でも察していれば2点以上とする。相手に察しを充分させながら、ほぼ困難なく聞くことができるであれば4点とする。多少、口を分かつきたり、一方的な発言があれば暗喩し、注意を受けることが多い場合は3点とする。注意を受けることが多く、相手が察しを伸べてしまうような場合は1点である。

### ②相手の感情の理解

- <説明> 言葉だけでなく、表情や態度などから相手の感情を察し、適切な行動がとれるかどうか、その行動を評価する課題である。察知やトラップがあっても、最終的に相手の感情を察知でき、それにふさわしい対応がとれている場合は2点以上とする。どのような場合でもほぼ適切な対応ができていれば4点とする。自分の感情や状態によって、察しに不適切な対応をしようとするが、相手の感情を察知し、反省し、適切な対応をやり直すことができる場合は3点とする。相手の感情を察知し、不適切な対応からトラップに陥ってしまうことが頻りであるが、指摘や注意されれば反省し、対応の仕方を覚えることができる場合は2点とする。相手の感情や感情に対し全く無頓着の場合は1点である。

### ③共感

- <説明> 誰し誰しへの喜びや悲しみに共感し、喜びを表す行動や言葉づかい、いたわりや励ましを注

べたり、時にはそつとしておくなどの適切な行動がとれるかどうか、その行動を評価する課題である。具体的な感情や態度がなければ、本、映画、ドラマなどによる経験で代用して評価してもよい。

④ 誤解やトラブルがあっても、最終的には相手の心を重んじた行動がとれていれば2点以上とする。ごくごく普通の適切な行動がとれば4点とする。時にそぐわない行動や言葉づかいをしてしまうが、ちよつとした措辞や注意があれば、自分で反省することにより適切な対応ができる場合は3点とする。そぐわない行動や言葉づかいをしてしまうことが稀なのであるが、注意されれば反省し、対応の仕方を変えることができるとする場合は2点とする。全く無難な行動や言葉づかいしかできない場合は1点である。

④ 異性へのマナー  
 <説明>  
 性による違いを認識し、それを尊重した行動がとれるかどうか、その行動を評価する課題である。

何とか異性との関係を維持できていなければ2点以上とする。どんなときでも、相手が嫌がるような性的な冗談や噂がらせ、してはいけない身体的接触などはせず異性を尊重する行動がとれる場合は4点とする。時に、異性を傷つけてしまうような言動はあるが、「そんな子とて良いの」などの措辞や注意があれば、すぐに自ら気がつく反省し、異性に不快な感情や残さない行動がとれる場合は3点とする。異性を傷つけてしまったが、不快に思わなかったり行動をしてしまうことが多いが、注意されれば反省することができるとする場合は2点とする。自分の行動に無頓着で、異性に不快感を抱かせていることにも気が付かない場合は1点である。

4. 自己制御  
 ① 感情の切り替え  
 <説明>  
 日常的なレベルで、自分の感情で周囲を混乱させないでいられるか、その行動を評価する課題である。

何とか感情をコントロールできれば2点以上とする。ほぼ問題なく自分の感情をコントロールすることができれば4点とする。時に、感情のコントロールができていないことがあっても、少し様子を見ることで立ち直ることができれば3点とする。叱責や注意、ものなどの代用物を示すことで何とか気持ちを切り替えることができる場合は2点である。思い上がってしまったが、周囲に当たり散らしたり、いつまでも泣き続けることでその後の行動がうまく行かない場合は1点である。いかなる場合も暴力的使用は評価から除外する。ただし、固執して当然と思われようような強いまじみや怒りの場合は評価から除外する。

5. 主体性  
 ① 自己決定力  
 <説明>  
 日常がな出来事の中で、自分自身で決断した事情を責任を持って受け止めているかどうか、その行動を評価する課題である。

何を食べるか、何を着るか、余暇に何をやるかなど自分の意志で決めることができている

ば2点以上とする。どんな時でも、ほぼ問題なく自分の意志で決めることができる場合は4点とする。おおむね、自分で決めることができるが、「それで良いの」などちよつとした期待や介助が少し必要な場合は3点とする。自分の意志で決めることはできるが、しばしば上乗せのほうな助言や介入が必要な場合は2点とする。自分で決めることができず、すべて相手任せの場合は1点である。

② 実行力  
 <説明>  
 自分の能力を最大限発揮して仕事を遂行しているかどうか、その行動を評価する課題である。

何とか自分の力を出して仕事を遂行している場合は2点以上とする。殆どの場合、自分の力で仕事を遂行している場合は4点である。多少面倒であったり、努力が必要と思われれば、人の助けや介助を求め、一緒に仕事を遂行する場合は3点とする。出来れば何とか自分の力でしようとするが、すぐ援助や介助を求めてくる場合は2点とする。殆ど援助や介助が得ず、自分から行動しようとしれない場合は1点である。

6. 時間の管理  
 ① 一日の生活時間の管理  
 <説明>  
 起床から就寝までの時間の管理が主体的にできているかどうか、その行動を評価する課題である。

食事、学習、遊びなど一日の中ですべき事項をなんとか時間的な配りの中でできていれば2点以上とする。時間を無駄に、おおむねすべき事項を時間の配り配りの中で、自分のペースでできている場合は4点である。時々、忘れそうになつたり、時間出ルーズになつたりなことがあるが、その場合にちよつとした言葉掛けがあれば修正可能ときは3点とする。一日のスケジュールをこなす時、常に言葉掛けがあれば2点とする。時間に無頓着で、時間を考慮した行動ができない場合は1点である。

② 時間の厳守  
 <説明>  
 約束の時間をちゃんと守れるかどうか、その行動を評価する課題である。

人からの言葉掛けや注意の喚起があれば何とか約束の時間を守れる場合は2点以上とする。神々合わせの時間と人との間で決められた時間や、健康や安全など日常生活のなかで決められている時間をとおおむね自分のペースで守ることができれば4点とする。時として、約束の時間を忘れようになるが、ちよつとした言葉掛けや注意があれば時間を守ることができる場合は3点とする。常に、人からの言葉掛けや注意の喚起がなければ、時間を守ることができなくなつてしまう場合は2点とする。全く時間に無頓着で、人からの言葉掛けも往復無視も無難な場合は1点である。

③ 計画性 (時間)  
 <説明>

外出にむけた時間配分や将来の計画のための時間配分などの時間配分などの時間配分が必須である  
ことを知っているかどうか、その知識を評価する観点である。

ものごとに対しては計画を立てて行動する。計画が立てたスケジュールが計画を達成してあれば4点とする。おおむね計画が通った計画を立てられていない、(これに準じて)「(間に合う)」などの計画や介入が時として必要となる場合があるとする。大まかな計画を立てられているもの、その時間配分がハッキリと  
す、常に上記のような計画や介入が必要となる場合は2点とする。全く時間配分に無関係な計画  
や計画を立てることができない場合は1点である。実際の計画の出来、不出来は問わない。

7. 危機管理  
①一次対応  
<説明>  
地震、火事、台風、水害などの災害に備えて、情報の収集や避難など一次対応として何を  
すべきか、その知識を評価する観点である。

災害に遭ったとき、何とか自分を守る行動を知っていれば3点以上とする。ラジオ、テレビ、  
インターネットからの情報収集し、避難の知識でどこへ避難すれば安全かをおおむね理解  
できている場合は4点とする。「高いところはあちら」、「風上はひこう」などのちよよとした  
言葉かけや指示があれば、それによってすべてを準備が済んでいる場合は3点である。緊急の際、  
「逃げろ」、「大丈夫だ」などの直感的な指示が常になければ、何をすべきか思い当たらない  
場合は2点とする。災害が起こったことでパニックになってしまえば、全て他人任せ  
の状況の場合は1点である。なお、避難がない場合は、そのような状況を想定し、概念的に  
どう理解しているかで評価して良い。

②二次対応  
<説明>  
災害に備えて、他の人に助けを求めたり、警察、消防などに連絡するなどの二次対応を選  
んでいるかどうか、その知識を評価する観点である。

災害に備えて、なにか自分以外の人に助けを求めたり、連絡する方法を知っていれば2  
点以上とする。何をすべきかが解っていて、実際に他の人に助けを求めたり、警察・消防な  
どへ連絡すべきことを知っていれば4点である。ちよよとした指示や依頼があれば、「警察を呼  
んで」自分のすべき準備を準備できる場合は3点とする。「緊急車を呼んで」、「警察を呼  
んで」などの直感的な依頼がなければ、何をすべきか解らない場合は2点とする。災害の折  
り、直感的な支持や依頼があっても、何をすべきか解らず、パニック状態に陥っている場合  
は1点である。なお、避難のない場合は、そのような状況を想定して、概念的にどう理解し  
ているかで評価して良い。

8. 余暇活動  
①余暇の活用  
<説明>  
自由な時間を楽しめることを楽しめるかどうか、その行動を評価する観点である。  
何であれ、時間つぶしができるものがあれば3点以上とする。時間が空いたとき、自分で

楽しめる趣味を持っている、時間を楽しめることができれば4点とする。自分で楽しめる趣味  
は持っているものの、「今、やっていたら」とか、「あれをすれば楽しいよ」などの言葉は  
けが時に必要な場合は3点とする。殆どの場合は、このような言葉かけがなければ、余暇を  
楽しむことができなない場合は2点である。言葉かけがあっても、余暇を楽しむことができな  
いし、楽しむものもない場合は1点とする。

9. 暮らし  
①地域生活でのマナー  
<説明>  
地域生活をおくる上での最低限のマナーを知っているかどうか、その知識を評価する観点  
である。

地域生活を送る上で、まがりなりにもルールがあることを知っていれば2点以上とする。  
地域生活を送った経験のない入居者については、集団生活を送る上でのマナーと断りや  
て理解する。  
家中に大声を出したり、ごみ収集日を守らないことなど、地域生活をおくる上で周囲に害  
悪をかける行動があることを理解し、他人に迷惑をかけるないようにルールを守るべきと考  
えている場合は4点とする。実際の行動の場子は問わない。特に、地域生活のルールを忘れ  
ることがあるが、「そんなことして良いの」などおちよよとした態度や注意があれば、すぐ  
に気がついて直そうという意図がある場合は3点とする。常に、他人から上記のような指摘や  
注意を受けて、初めて他者の人々に迷惑をかけた後、ルール破りの行動であることが解る場  
合は2点とする。全く自分の行動に無関係で、周りの人々に迷惑をかけていることにも気が付  
かない場合は1点である。

②福祉制度の理解  
<説明>  
福祉制度についてどの程度知っているかどうか、その知識を評価する観点である。

障害者手帳で受けられるサービスなど、自分にとっての福祉制度のメリットを一つでも言  
うことができれば2点以上とする。自分と関係する福祉制度についておおむね理解していれ  
ば4点とする。おおむね理解しているものの、細かい部分があるため、どこに行ったらいいよ  
いか知っていれば3点とする。障害者手帳で受けられるサービスがあることは知っているも  
の、よくわからないことが多く、教えてもらっている場合は2点とする。福祉制度のメ  
リットについて全く無関心の場合は1点である。

## II. 社会生活スキル

### 1. 健康管理

#### ①適切な服装の選択

##### <説明>

寒暑に合わせて部屋の温度調節や換気をしたり、衣服を選んだり、また、明かりを調整することによって対応できるかどうか、その行動を評価する課題である。屋外の状況に応じて対応できる場合は3点以上とする。温度計や湿度計等を気にしたり、屋外の換気を参考にしている場合は4点とする。状況は理解してはいるが、まだ少しの指示が必要の場合は5点とする。室温や湿度が快適を揃えておいたりするなどの条件を揃えてあげれば出来る場合は3点とする。指示されてやっと対応する場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

#### ②睡眠

##### <説明>

睡眠時間を自分なりに調整できるかどうか、その行動を評価する課題である。十分な睡眠時間が確保しているかは別として、ある決まった時間に着床すれば、3点以上とする。個人差はあるが、好きな番組があったりも体調によって睡眠を優先し十分な睡眠時間を確保している場合は5点とする。ある程度、睡眠時間の調整が出来ていても不十分な場合は4点とする。決められた時刻であればそれに沿って対応する場合は3点とする。意識はしているが日常的に寝起す時間が一定していない。常に指示が必要の場合は2点とする。全く意識していない場合は1点である。睡眠不足の状態、日中で促められている場合は3点、指示がないと対応しない場合は1点である。

#### ③障害の悪化の防止

##### <説明>

悪化させられた課題を自ら行っているか、また、両親などの協力で行われている場合にてきているかどうか、その行動を評価する課題である。日常的な服薬も同じ、なお、両親などの協力で行っている場合、あくまでも本人が主導であるかポイントとなる。日常生活に行っているかは別として、課題課題メニューを整理して実施している場合や優先している場合は、3点以上とする。決められたとりに行っている場合は5点とする。日常的に行っているが忘れられることがある。まだ少し指示が必要の場合は4点とする。日常的にはないが方法、回数等が書いてあるメニュー等の指示があればそれに沿ってやったりすることがある場合は3点とする。その時その時に指示されないと全くしない場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

なお、睡眠不足の状態、課題実施状況と服薬では制限を優先して評価する。そこで、この場合は上記と同様に評価するが、自主管理が確保されていない場合は、日常的な服薬で評価する。その場合の評価は、服薬を自分から求めることのある場合は3点、意識が低く薬を渡されて初めて対応する場合は2点、全く意識のない場合は1点である。

#### ③異常時の対応

##### <説明>

ごく初歩的な対応で警備、係員などの依頼の要出に気づき、自ら和室したり訴えることができるかどうか、その行動を評価する課題である。なお、自分で消防署や病院への電話をすることは「汎用管理」で評価するのでここでは含まない。

係員の異常を訴えることが出来れば3点以上とする。常備薬を飲んだり、カットパンを貼る等の初歩的な対応が出来れば5点とする。初歩的な対応を訴えるが、まだ、少しの指示が必要な場合は4点とする。何か対応をしなければならぬと感じているが、その方法が十分分かっていないため出来ない場合は3点とする。指示しないと全く対応しない場合は2点とする。全く対応出来ない場合は1点である。

なお、施設入所見の時は、係員の異常を訴えることが出来ていれば3点、職員から聞かれないと訴えない場合は2点、対応困難な場合は1点である。

#### 2. 外出

##### ①交通ルールの遵守

##### <説明>

信号を守る、急な制動をしないなど、歩行者として自らの安全のために必要なルールを遵守しているかどうか、その行動を評価する課題である。信号機の活用が出来ていたり、歩道がない場合に道路の端を通行している場合は5点とする。信号機の活用が出来ていないが、まだ少し指示や監視が必要の場合は4点とする。安全確認はしているが、ただ車に見ている感じの場合は3点とする。強い指示があっても初め安全確認等をする場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

##### ②交通機関を使った外出

##### <説明>

タクシー、徒歩移動を含め、意識は問わないが、自らの計画で外出できるかどうか、その行動を評価する課題である。

外出に必要な徒歩手段の選択を自分で出来れば3点以上とする。行動計画を立てて、交通機関の利用で出来るレベルにある場合は5点とする。行動計画を立てることや交通機関の利用の両方又はいずれか一方が十分で、まだ少しの指示が必要な場合は4点とする。状況とは分かってはいるが十分でない場合は3点とする。1つ1つの行動に指示や指導が必要な場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

##### ③時刻表の使用

##### <説明>

バス利用直前に停留所に行き、バスの時刻表をみて判断できるかどうか、その行動を評価する課題である。

例えば13時であることを理解している場合は、3点以上とする。利用する時刻表を渡して、直近の乗車可能な時刻を調べられる場合は5点とする。両方又はいずれか一方が十分で、まだ少し指示や監視が必要な場合は4点とする。どの程度かに時刻表を活用

用するかをおおまかに理解している程度の場合は3点とする。例えば1.3時は午後1時であること、電気が不十分で指示が必要な場合は2点とする。ハス利用が想定されない児の場合は1点である。

④案内板の活用

<説明>

案内板を活用できるかどうか、その行動を評価する課題である。案内板を見て行動している場合は、3点以上とする。案内板や矢印板を見て、行きたい場所に行ける場合は5点とする。時に不安があるため、まだ少し距離が必要な場合は4点とする。案内板を見て行動しているが、なかなか行きたい場所へは行けない場合は3点とする。案内板やその矢印板を見て行動するのが難しく、常に指示が必要な場合は2点とする。全く活用困難な場合は1点である。

3. 住まいの管理

①環境の維持

<説明>

部屋のレベラで清潔で快適な環境を維持できるかどうか、その行動を評価する課題である。よって、部屋の掃除や食器洗いなど日常的な部分の課題とする。目につくゴミはゴミ箱に捨てたり、意識している場合は3点以上とする。整理整頓や掃除を継続して行っている場合は5点とする。意識しているが、まだ少しの指示や声かけがあれば実行する場合は4点とする。意識しているものの、たまにゴミを捨てることはあるが、整理整頓や掃除などの機に対応したら良いか分からない場合は3点とする。目につくゴミがあっても見逃すことが多く、指示しないと実行しない場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

②住まいの安全管理

<説明>

電気を消す、火の始末をする、鍵をかけるなど居間や浴室の安全管理ができるかどうか、その行動を評価する課題である。神に外出や仕事時には安全管理が必要であることを意識や理解している場合は3点以上とする。常に電氣、火の始末、鍵を管理している場合は5点とする。例に忘れることがあり、まだ少し指示が必要な場合は4点とする。たまには意識したり意識しているが、細かいことまでまだ分かっていない場合は3点である。指示をしないと実行しない場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

4. 金銭管理

<説明>

買い物物  
日常生活において、相手の年齢や社会的立場を考慮した話し方や態度がとれれば、3点以上、十分なであったり相手や相手の年齢や社会的立場を考慮した話し方や態度がとれれば、5点とする。十分ではないため、まだ少し指示や声かけが必要な場合は4点とする。たまには意識している程度の場合は3点とする。1つ1つ指示や声かけが必要な場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

欲しい物を誰が買えるか、3点以上とする。所持金内で買えるかの判断と支払いやお釣りの受け取りが出来ない場合は5点とする。所持金内で買えるかの判断と支払い等のいずれか1つ又は両方に不安があり、まだ少し指示や声かけが必要な場合は4点とする。買い物物の大まかな流れは理解している程度で細かいことまで分かっていない場合は3点とする。1つ1つの行動に対して指示が必要な場合は2点とする。対応困難な場合は1点である。

②計画性 (金額)

<説明>

予定をたたくては購入できないような金額の品物の購入が実現できるかどうか、その行動を評価する課題である。なお、品物の代替性は低いものとする。欲しい品物を購入するのに、お金を貯めようとする場合は3点以上とする。そこで、あとどれくらい足りなかりかを計画性に基き、見直しをもち行動している場合は5点とする。不安があり、まだ少し指示や声かけが必要な場合は4点とする。お金を貯めると良いことだと分かっているが、どの機に貯めたら良いか分からないことまで分かっていない場合は3点とする。お金を貯める意識が強く、状況の判断や指示がないと貯めようとしない場合は2点とする。対応困難な場合は1点である。

なお、無記入所でお金を貯められない場合は2点、全く意識のない場合は1点である。

③金庫の安全管理

<説明>

金庫貯金の管理ができるかどうか、その行動を評価する課題である。お金の貯金は大切なものであると意識している場合は3点以上とする。安全なところに保管したり管理が出来ない場合は5点とする。意識しているが、鍵や財布を閉め忘れたり、しまし忘れたりするなどして不安な面があり、まだ少し指示が必要な場合は4点とする。お金の貯金は大切なものであることは理解しているが、どの機に貯めたら良いかまだ分かっていない場合は3点とする。1つ1つの行動に指示が必要な場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

無記入所でお金を貯められない場合は2点、全く意識のない場合は1点である。

5. 社会的マナー

①人へのマナー

<説明>

日常生活において、相手の年齢や社会的立場を考慮した話し方や態度がとれるかどうか、その行動を評価する課題である。日本生活に於いて、相手の年齢や社会的立場を考慮した話し方や態度がとれれば、3点以上、十分なであったり相手や相手の年齢や社会的立場を考慮した話し方や態度がとれれば、5点とする。十分ではないため、まだ少し指示や声かけが必要な場合は4点とする。たまには意識している程度の場合は3点とする。1つ1つ指示や声かけが必要な場合は2点とする。全く意識のない場合は1点である。

⑥集団行動でのマナー

<説明>

学校の行事などで集団行動を余儀なくされる場合、その場に応じた行動がとれるかどうか、その行動を評価する課題である。  
不十分であったり、集団行動が出来ていれば、3点以上とする。更に殆わなくとも、決まったムラに従ったり、その場に応じた行動がとれる場合は5点とする。十分でないが、多少の指示が必要な場合は4点とする。集団行動の態に解を付けることは理解しているが、行動によってもムラがある場合は3点とする。勝手な行動をとることが多いため、強い指示や監督が必要な場合は2点とする。全く素直のない場合は1点である。

6. 情報収集

①情報の発信

<説明>

電話をかけたばかり手紙を出すことができるかどうか、その行動を評価する課題である。電子メールを利用していければそれも含む。  
必要に応じて、電話や電子メールをする場合は、3点以上とする。積極的な年賀状や礼状をだしたりする場合は5点とする。手や不安があり、まだ少し指示や監督が必要な場合は4点とする。大まかには理解しているが、細かいことまではまだ出来ていない場合は3点とする。自分からしようしない等、指示が必要な場合は2点とする。全く素直のない場合は1点である。

②情報の収集

<説明>

テレビのニュース番組、新聞を通じて社会的な一般的なニュースを把握しているかどうか、その行動を評価する課題である。  
話題となつているニュースのことを知っている場合は5点以上とする。情報源がTV、ラジオ、インターネット等を問わず把握できている場合は6点とする。ある程度把握はしているが、ジャンルによっては覆りがある場合は4点とする。何があつたか程度のごくごく大まかなことは分かっている場合は3点とする。ニュースに殆ど興味を示さない場合は2点とする。全く興味を示さない場合は1点である。

7. 食事・調理

①食事献立

<説明>

栄養バランスや体調を考慮して自分で献立をつくらなければならないかどうか、その行動を評価する課題である。時々にはインスタント食品や半成品、外食を利用することを求めてもよい。  
何を考えるか決めることができる場合は3点以上とする。栄養バランスや体調を考慮できる場合は5点とする。栄養バランスを考慮はしつつも、偏りがらとなつたためまだ少しの指示が必要な場合は4点とする。不足がらな栄養素は理解しているが、何を摂取したら良いか分からない場合は3点とする。問題点が提示された中で何とかが調整できる場合は2点とする。

全く素直のない場合は1点である。

履歴入所元の場合、どの必要な物を必要かを理解できていれば3点、意味は部分が多い場合は2点、全く素直のない場合は1点である。

②調理

<説明>

身体が調理に於いてその範囲で調理できるかどうか、その行動を評価する課題である。お鍋がすいた時に刺が出来るでる場合は3点以上とする。包丁を扱ったり、電子調理器を使って調理が出来る場合は5点とする。調理は出来るが、不安があり、まだ少しの指示や監督が必要な場合は4点とする。大まかには理解しているが、細かいことまでは分からない場合は3点とする。どの様に対応したら良いか分からず、強い指示が必要な場合は2点とする。全く対応出来ない場合は1点である。

履歴入所元で経験のない場合、どの必要なことに気を付けるかを理解できていれば3点、

意味は部分が多い場合は2点、全く対応できない場合は1点である。

### 社会参加力評価表

姓名字体名	□	□	□	□	□	□	□
生 誕 日	年	月	日	年	月	日	年
修 業 年 限	年	月	日	年	月	日	年
職 業 名	□	□	□	□	□	□	□
生 活 上 の 資 質	I	II	III	IV	V		
住 居 地 区	□						
知 能 力	□						
身 体 的 な 状 況	□						
心 理 的 な 状 況	□						
交 渉 力	□						
学 校 外 の 関 与	□						
就 業 意 欲	□						
社 会 参 加 意 欲	□						

何かお気づきのことがありましたら、ご記入ください。

### I. 基本的知識・スキル

評 定 項 目	評 定 尺 寸	日 時 数
1. 情報の取扱い ◎自分の情報の取扱い ◎相手の情報の取扱い	4 3 2 1	1
2. 自己表現 ◎「YES、NO」を言う ◎敬語	4 3 2 1	1
3. 他人の気持ちを理解 ◎相手の感情の理解 ◎大層	4 3 2 1	1
4. 自己防衛 ◎自分の守り方 ◎交渉力	4 3 2 1	1
5. 交渉力 ◎実行力	4 3 2 1	1
6. 理解の習慣 ◎一日の生活習慣の管理 ◎時間の管理	4 3 2 1	1
7. 生活習慣 ◎一次対応 ◎二次対応	4 3 2 1	1
8. 外部資源 ◎外部の利用	4 3 2 1	1
9. 暮らし ◎地域生活でのマナー ◎福祉制度の理解	4 3 2 1	1





## 評価が普及・定着するための研究

分担研究者 岩崎 光茂（日赤青森県支部青森県立はまなす学園）  
研究協力者 小神 博（北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター）  
長 和彦（北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター）  
青山 康二（北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター）  
井上 和広（北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター）

### 研究要旨

今年度は、3分野（基本的日常生活動作、変形・拘縮、社会参加能力）評価の試行にあたり、評価の実施計画を担当する職員（仮称プランナー）を配置し、評価が普及・定着する方策を模索する目的で、プランナーにアンケート調査を実施した。その結果、評価が普及・定着するには、まず第一に評価が組織的に継続的そして効率・効果的に行われるためには評価実施の核となるプランナーが必要であると考えられる。その為には、プランナーの業務としての位置づけが必要である。

評価者の負担軽減の糸口を見つけるため、評価者にアンケート調査を実施した。その結果、評価者の負担軽減には、評価者の熟練・習得が有効と考えられる。その為には、評価者の熟練・習得が短期間で且つ正確に行えるように評価の講習会を組織的に実施する必要があると思われる。

#### A)研究目的

昨年度の研究で肢体不自由児施設職員の評価に対する考えをアンケートにより調査した。評価が普及・定着しない理由として目的に合った評価がないこと、評価の負担があげられている。評価が普及するための方策として、カンファレンス等での義務化や評価者の負担軽減があげられている。評価の存在は意識していても、日常の業務におわれ、評価バッテリーを使って継続的そして組織的に評価が行えていないのが現状と思われる。それに加えて、施設職員の評価に対する意識が低いこともうかがえる。

今年度の研究の目的は、評価を普及・定着させる方策を検討することである。

#### B)研究方法

3分野（基本的日常生活動作、変形・拘縮、社会参加能力）評価の試行にあたり9施設のプランナーと評価者にアンケート調査を実施した。プランナーには、プランナー業務の所要時間や通常業務への影響などの調査、施設におけるプランナーに最適な職種とグループ構成についてのレポートをお願いした。評価者には、評価の所要時間、評価習得までの実施回数、習得時の短縮時間、通常業務への影響などの調査を実施した。

#### C)研究結果

3分野の評価試行にあたり各施設2名のプランナーを配置し、9各施設のプランナーに評価計画を立て実施してもらった。9施設のプランナーの職種別内訳は、理学療法士8名、医師・作業療法士・臨床心理士各々2名、看護婦・言語聴覚士・保育士・指導員各々1名

計 18 名で実施した (表 1)。

評価対象数は基本的日常生活動作 74 名、変形・拘縮 97 名、社会参加能力 38 名計 209 名であった (表 2)。

試行にあたりプランナーの業務内容を①評価の計画作成 (評価児・者の選定、評価者の決定など) ②評価の実施 (評価者への依頼、評価実施の確認、用紙の回収など) ③後処理 (データの整理、集計処理、保管・管理など) ④その他と設定し調査を実施した。

#### 1) プランナーの業務時間について

プランナー業務の所要集計時間は、4,057 分 (67.6 時間) であった。この内訳は、①評価の計画作成 1,605 分 (26.7 時間) 39.6%、②評価の実施 1,177 分 (19.6 時間) 29.0%、③後処理 1,066 分 (17.7 時間) 26.1%、④その他 215 分 (3.6 時間) 5.3% であった。評価児・者 1 名あたりのプランナー所要時間は平均 19.4 分であった (図 1)。

#### 2) プランナーとしての条件、職種について

各施設のプランナーから記述回答をしてもらった結果を報告する。条件としては、評価の重要性を理解し評価内容を詳しく説明できること、療育に直接関わりを持ち、評価児・者の全てを把握し責任を持つ人、他スタッフへの対応ができ各職種の業務に精通していることなどがあげられていた。適正な職種としては、医師が適任であるとの意見が多かったが、その他の職種でも可能であるとの意見もあった。

#### 3) プランナーのグループ形成について

①各職種の代表者でグループ形成し、その職種で行うべき評価を各担当者に依頼する

②療育カンファレンス係、入園係などの既存の施設内にある組織でグループ形成し、既存の役割の中に組み入れて実施する

③評価ごとに評価頻度の高い職種でグループを形成するなどであった。

評価別の具体的例として、基本的日常動作は、生活場面に関わることの多い職種で看護

婦、保育士、介護福祉士、機能的な面から評価できる職種で医師、作業療法士、理学療法士。変形・拘縮は、姿勢や運動、X-P の評価ができる職種で医師、理学療法士、作業療法士。社会参加能力は、生活全般に行動を把握し易い職種で指導員、保育士、看護婦、発達年齢がわかる職種で臨床心理、言語聴覚士、作業療法士などがあげられていた。

#### 4) 通常業務への影響について

カルテ記入、食事介助などの通常業務に支障があったのが数件あったが、時間外、残業、昼休みなどでプランナー業務を行っていた為にほとんど影響がなかった。

3 分野の評価試行における評価者からのアンケート数は、基本的日常生活動作 72 名、変形・拘縮 66 名、社会参加能力 65 名合計 203 名であった (表 3)。

職種別内訳は、理学療法士 59 名、看護婦 53 名、医師 30 名、作業療法士 27 名、その他 (指導員、教諭) 19 名、保育士 11 名、言語聴覚士 4 名であった (表 3)。

#### 1) 評価所要時間について

①基本的日常生活動作の評価で、40 分までに出来た人は 49 名 (68%)、41 分以上かかった人は 19 名 (26.4%)、未記入 4 名 (5.6%) で平均評価所要時間は、33.1 分であった。

②変形・拘縮の評価で、40 分までに出来た人は 61 名 (92.4%)、41 分以上かかった人は 5 名 (7.6%) で平均評価所要時間は、26.8 分であった。

③社会参加能力の評価で、40 分までに出来た人は 56 名 (86.2%)、41 分以上かかった人は 9 名 (13.8%) で 3 分野の平均評価所要時間は、29.6 分であった (図 2)。

#### 2) 評価者経験年数と評価所要時間について

経験年数が 3 年までの人は、平均所要時間 36.2 分、4~10 年までの人は、28.6 分、11 年以上の人は、26.2 分と経験のある職員の方が所要時間が短い傾向にあった (図 3)。

### 3) 評価の習得について

評価の習得は、評価時間の短縮につながると考える。習得は、マニュアルを使用しなくても概ね評価が出来ることと設定し、評価者に習得時の評価時間の変化、習得に要する評価回数について回答をしてもらった。

①習得時の評価所要時間では、変化なし(同じ) 90名(44.3%)、短縮できる 100名(49.3%)、未記入 13名(6.4%)で短縮できると回答した人の方がわずかに多かったがほぼ同数であった(図4)。

②習得時の評価所要時間が短縮できると回答した人に短縮時間について回答してもらった。結果は、基本的日常生活動作で平均 18.2分、変形・拘縮で 16.1分、社会参加能力で平均 19.3分、3分野の短縮平均時間は、17.9分であった(表4)。

③習得回数については、基本的日常生活動作で平均 3.6回、変形・拘縮で平均 5.4回、社会参加能力で 4.3回、3分野の平均習得回数は 4.4回であった(表4)。

3) 評価の実施が通常業務への影響の有無について回答をしてもらった。結果は、業務への影響有り 48名(23.6%)、無し 150名(74%)で無しと回答した人が多かった(図5)。

### 4) 評価時の通常業務内容について

基本的日常生活動作では、①リハ実施時間②その他の時間③日常生活指導時間の順であった。変形・拘縮では、①リハ実施時間②診療・処置時間③その他の時間の順であった。社会参加能力では、①その他の時間②余暇指導時間③日常生活指導時間の順であった。3分野全体では、①リハ実施時間②その他の時間③日常生活指導時間④診療・処置時間の順であった。

## D) 考察及びまとめ

プランナーの役割は、評価の実施計画の策定、実施の依頼や確認、データの回収や保

管・管理をすることだけでなく、評価に関する相談窓口的な役割や評価の意義、重要性を施設職員に理解してもらうことで、評価に対する意識の向上をはかることも重要な業務である。

評価が普及・定着する為には、評価を組織的かつ効率的・効果的そして継続して行うプランナーが必要と考える。この為には、プランナーの業務としての位置づけを明確にし、各施設に配置する必要がある。

プランナーの条件としては、評価に精通し実施依頼等でも他パートとの調整がスムーズに行える必要がある。職种的には、本研究で医師が最適であるとの意見が多かったが他の職種でも可能と考えられる。現在、どの施設においても評価の専門家としてのプランナーが存在せず、今後、プランナー養成の必要性、養成の為の研修会等を検討する必要がある。

通常業務への影響については、時間外、残業、昼休みなどでプランナー及び評価業務を行っていた為に影響が少なかったが、今回は評価試行で期間も短く、評価者数も少なかった為の結果と考える。本格的に業務として実施していくには、人的、時間的、費用的な問題が出てくる事が予想される。評価が普及・定着する為には、プランナー及び評価者の評価業務が診療報酬として請求できることも重要条件であると考ええる。

評価者の経験年数がより多い職員の方が評価所要時間が短い傾向に有り、約半数の評価者が評価習得時に所要時間の短縮をはかることができるとの回答であった。評価者の負担を減らす為には業務上の経験を積むこと、評価習得をすることも有効と考えられる。また、評価者がある職種に偏ることなく他職種にも依頼ができ分散されれば負担の軽減も可能と思われる。これらのことから評価者の熟練・習得が短期間で且つ正確に行えるように評価の講習会を組織的に実施する必要がある。